

吹田市介護予防に係る ICT を活用した認知機能維持向上
教室運営業務に関する調達仕様書

吹田市
福祉部高齢福祉室
令和 4 年 5 月

1 業務名 「吹田市介護予防に係る ICT を活用した認知機能維持向上教室運営業務」

2 実施の背景

平成 27 年度から吹田市において認知症予防教室として参集方式の週 1 回 12 回連続教室をコグニサイズ等運動プログラムを中心に実施してきたが、令和 2 年 2 月以降はコロナ禍により開催を見合わせている。集合方式での開催については、「認知症」という言葉への抵抗に伴う参加希望者の低迷、12 回連続した同一会場確保の難しさ、市の直営の介護予防教室において運動中心のプログラムが実施されている等の課題があり、抜本的に開催方法、プログラム内容の見直しを行い、民間事業者のノウハウを生かした教室を実施することとした。

3 実施の目的

認知機能を維持・向上するための具体的な介護予防行動を高齢者が実践し、教室終了後も継続することにより、MCI 状態の改善や認知症の発症を遅らせ、認知症に係る社会保障費の軽減を目指す。また、ICT を活用した介護予防事業の展開により、高齢者の ICT リテラシーの向上を図る。

4 業務委託期間

次のとおり複数年契約とする。

契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 11 月 30 日

教室実施期間は令和 4 年 10 月～令和 6 年 9 月までだが、教室の最終報告があるため業務委託期間は令和 6 年 11 月 30 日までとする。

5 参加予定人数

令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 31 日 120 人 (30 人※×4 コースを想定)

令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 31 日 120 人 (30 人※×4 コースを想定)

令和 6 年 4 月～令和 6 年 9 月 30 日 120 人 (30 人※×4 コースを想定)

※1 最少催行人数は各コース 10 人とする。

※2 同一時期に開催する教室は定員 60 人以下とする。(同一時期に 30 人×2 コースを想定)

6 実施体制

(1) 過去に自治体から同様業務の受託実績があり、実施に係る一定の知識があることが望ましい。

(2) 本市の求めに対して迅速に対応できる体制であること。

(3) 事業所内に、個人情報を保管するための鍵付きキャビネットを準備していること。

(4) 業務開始時に本市職員が実施体制、個人情報の保管状況について確認できること。

(3) 契約期間中の参加者問合せ専用番号（ヘルプデスク）を開設し、対象者からのインターネット接続等に関する問合せに対応すること。

(4) 常勤の担当責任者を配置し、市からの要望に対して真摯に対応すること。

(5) 本業務を実施する専門職は、一定の保健事業に関する見識と経験を有する者とし、資格の確認ができること。

(6) 本市職員と連携を密にし、指導に従うとともに、円滑な業務運営に努めること。

(7) 実施にあたって一括再委託は行わないこと。一部再委託を行う場合は市の承諾を得ること。

- (8) 受託者は、個人情報の保護に関する法律や吹田市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- (9) 本業務の履行にあたり必要となる資料等については、その都度委託者から提供する。受託者は、提供された資料について十分な注意を払って保管し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、提供を受けた資料等は、契約期間終了後すべて返却する。
- (10) 受託者から引き渡しを受けた成果品に関する権利は一切委託者に帰属するものとする。ただし、受託者は発注者の許可を得て貸与、公表、使用することができる。
- (11) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品等不良個所が発見された場合は、受託者は速やかに発注者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

7 業務内容

- (1) ICTを活用した、各家庭から参加可能な認知機能プログラムの提供
 - ア プログラム1クールは3か月間とし、期間中に週1回以上、運動・脳トレ・音楽・美術等（お絵かき等）の内容で毎回異なったプログラムを提供する。
 - イ プログラムの提供は対象者が家庭から参加可能なものとする。
 - ウ 高齢者の身体及び精神特性や健康について十分配慮したプログラムを提供すること。
- (2) オリエンテーション、認知機能評価の実施
 - ア (1)の参加前に、集合方式またはオンライン形式でオリエンテーションを実施し、事業説明を行う。
 - イ 集合方式の場合、吹田市内の会場で開催し、会場については受託事業者が確保すること。
 - ウ オンライン方式で実施する場合、参加者に分かりやすい手引書（参加のしおり）を作成すること。
 - エ 当日は2名以上の担当者を配置し、そのうち1名以上が介護予防指導士又は保健師等医療専門職とする。
 - オ 初回（オリエンテーション）、最終回は集合形式またはオンライン形式で認知機能評価を行い、最終回本市の介護予防事業の紹介を行う。
- (3) 参加者同士の交流ミーティングの実施
 - ア 期間中には参加者同士の交流、意欲向上を図るためオンラインミーティングを行う。
 - イ 1回あたりのオンラインミーティング参加者上限は10人とし、ファシリテーターを1人以上配置すること。ファシリテーターは介護予防指導士又は保健師等医療専門職とする。
- (4) 各参加者の(1)(2)プログラム参加状況の把握
- (5) 参加期間中のヘルプデスクの設置
- (6) その他
 - ア 参加者の抽出、募集、申込受付等は本市にて行う。
 - イ 初回及び最終回を集合方式で行う場合は、新型コロナウイルスなど感染症対策について、「新しい生活様式」の実践を前提に感染予防に努めること。

8 業務にあたっての留意事項

- (1) 当業務の履行にあたり必要な備品、物品等の調達及び管理は受託者が行う。
- (2) 受託者は、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを作成し、市に提出すること。
- (3) 地震等の災害発生時は、市の指示に従い対応すること。

9 秘密の保持及び個人情報等の取り扱い

- (1) 受託者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は個人情報取扱いに係る特記事項を遵守し、その規定に従わなければならない。
- (3) 利用者の個人情報に関する書類及び電子データ等の管理については、受託者の事務所内に適切な保管場所を定め、個人情報の漏洩等がないよう、細心の注意を払うこと。